

新たな販路開拓のチャンスです!

需要獲得!
売上拡大!

久留米市販路開拓促進事業費補助金

国内出展上限 **20万円** 海外出展上限 **30万円**

受付期間 令和5年2月28日(火)まで

- ※ 国内/海外あわせて1事業者 通算2回まで(年度内1回まで)申請可能です。
 - ※ 期間内であっても予算の上限に達した時点で受付を終了します。
- 補助金申請をご検討の際は、下記お問合せ先までご相談をお願いします。

対象者

次の全ての要件を満たす中小企業者が対象

- ① 市内に事務所を有し、事業を実施していること
- ② 市税を滞納していないこと
- ③ 暴力団排除条例等に該当しないこと
- ④ その他市長が適当でないとする者ではないこと



対象事業

オンライン開催を含む展示商談会等への出展事業

※国内は、募集小間数または出展予定企業が100以上の規模で、沖縄県を除く九州以外の地域で開催されるものに限りま

対象経費

出展(小間)料及び展示装飾費、出展物輸送費
資料作成費(オンライン開催時のコンテンツ作成費等)
海外出展の場合は、通訳経費・旅費(1名分)も対象

補助金額

補助率: (1回目) **2分の1** (2回目) **3分の1**
補助上限額: 【国内】(1回目) **20万円** (2回目) **10万円**
【海外】(1回目) **30万円** (2回目) **20万円**

!裏面もご確認ください!

申請・お問い合わせ先:久留米市 商工観光労働部 商工政策課

〒830-8520 久留米市城南町15番地3
Tel : 0942-30-9133
Fax : 0942-30-9707
Mail : syoko@city.kurume.lg.jp

久留米市販路開拓促進事業補助金

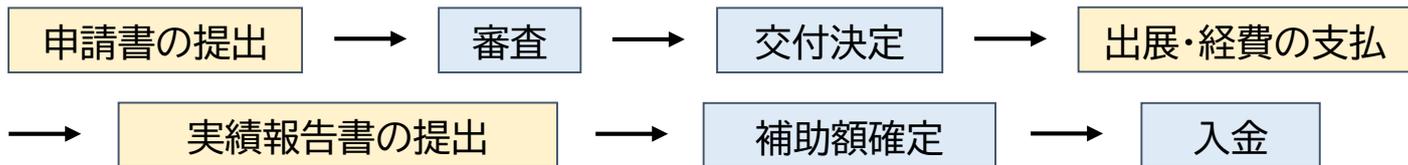
検索

市HP



※申請書類や詳しい内容はウェブで検索
またはQRコードから市HPをご覧ください

交付までの流れ



※ 出展申込は補助金交付決定前でも可能です。

※ 補助金交付決定日後のお支払い分が補助対象経費となります。

申請に必要な書類

- ① 交付申請書
- ② 事業計画書
- ③ 事業収支計画書
- ④ 役員等調書および照会承諾書
- ⑤ 暴力団排除に関する誓約書
- ⑥ 出展する見本市等の内容、経費算出の根拠が確認できる書類
(企画書・パンフレット等)
- ⑦ 出展する製品の説明資料(製品パンフレット・製品の写真及び説明書等)
- ⑧ 市税の滞納なし証明書
- ⑨ 登記事項証明書の写し(法人) または 確定申告書の写し(個人事業者)

※様式(①②③④⑤)は市HPよりダウンロードできます



コロナ禍で商談機会が減ってませんか？
オンライン開催など商談方法の転換が
必要になっていませんか？

過去に当補助金を活用された事業者でも
申請可能です。
まずは、お気軽にご相談ください。

申請にあたっての留意事項

- 物産展など即売を主目的とした出展、特定の団体の内部的な見本市、自社で主催する展示会等への出展は対象外です。
- 消費税及び地方消費税は補助対象外となります。
- 補助金交付決定前に支払った費用は補助対象外の経費となります。
- 国や地方公共団体が実施する制度と重複する場合は対象外となります。
- 申請にあたっては、まずは商工政策課までご相談をお願いします。